

所得税・住民税 確定申告は期限内に正しく行いましょう

平成二十七年分の確定申告は土  
日祝日を除き、二月十六日(火)か  
ら三月十五日(火)まで行われます。  
次の事項をお読みいただき、期  
間中に必ず申告していただきま  
すようお願いいたします。

確定申告をしなければならぬ方

- ◇事業所得、不動産所得などの合  
計金額が、所得控除の合計金額  
を超える方
- ◇給与所得者で給与収入金額が二  
千万円を超える方
- ◇給与所得以外の所得が二十万円  
を超える方は所得税の確定申告  
が必要です。なお、二十万円以  
下の方は住民税の申告が必要と  
なります。
- ◇二方以上から給与を受けられ、  
年末調整をされていない給与収  
入がある方や、平成二十七年中  
に退職し、その後就職していな  
い場合などで年末調整されてい  
ない給与がある方。
- ◇土地等の譲渡所得のある方。
- ◇年末調整で扶養の二重控除をさ  
れた方(夫婦や親子で一人の高  
齢者等をお互いに扶養控除した

確定申告は期限内に正しく行いましょう

場合など)や、三十八万円以上  
の所得者を扶養控除の対象とさ  
れた方(給与所得者の場合は源  
泉徴収票等でご確認ください)。  
◇事業所や個人へ土地等の借地収  
入がある方、また田や畑の小作  
料収入がある方は不動産所得と  
して申告する必要があります。  
◇年末調整で受けなかった控除、  
医療費控除や住宅借入金等特別  
控除などの適用を受けられる方  
は申告が必要です。  
◇年金等の所得のみの方でも確定  
申告が必要な場合がありますの  
で、ご不明な方はお問い合わせ  
ください。

青色申告の方は収支決算書  
を、白色申告(収支計算)の  
方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所  
得、山林所得のある方で確定申告  
書を出す方は、  
◇青色申告の方は青色申告決算書  
を添付してください。  
◇白色申告(収支計算)の方は収  
支内訳書を添付してください。  
なお、税法改正により白色申告  
の方で事業や不動産貸付等を行う  
全ての方は、平成二十六年一月か  
ら記帳と帳簿書類の保存が義務付  
けられました。収入金額や必要経

費等に関する事項に関して記帳し  
ておかなければなりません。詳し  
くは飯田税務署までお問い合わせ  
下さい。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方  
が「収支計算方式」で申告してい  
た、いただきます。  
◇収支計算申告の方  
農業用収支内訳書を使って収入  
金額・必要経費、減価償却費等の  
計算を行い申告していただきます。  
◇全量家事消費されている方  
平成二十七年分農業所得の家  
事消費に係る届け出を提出され  
た場合、所得金額を〇円として取  
り扱いますので、該当の方は届出  
書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

◇扶養控除が変わっています。  
平成二十三年分より、十六歳未  
満の扶養控除が廃止されています。  
十六歳未満のお子さんは扶養控除  
の対象とはなりません。  
◇公的年金等受給者に係わる確定  
申告不要制度について  
平成二十三年分以降の各年分に  
おいて、公的年金等の収入金額の  
合計額が四百万円以下であり、か  
つ、公的年金に係る雑所得以  
外の所得が二十万円以下である場  
合には、所得税の確定申告は必要  
ありません。  
詳しくは、飯田税務署までお問

第4回下條村議会定例会 会期 12月10日から12月18日まで  
マイナンバー法にともなう条例制定/改正・補正予算等審議

平成27年第4回定例議会は、12月10日に召集され、18日までの9日間の会期で行われました。6名の議員より一般質問が行われ、条例制定1件、条例改正4件、補正予算3件、意見書3件が提出され審議の結果11件を可決し閉会しました。

一般質問は、六氏より

- 初日に行われた一般質問は次  
のとおりです。(敬称略)
- 村の眺望の良さを活かした観光  
振興について 福沢 敏
- 避難指示と災害への備えについて 古田勝美
- プレミアム付き商品券について 金田憲治
- 防災・減災意識を向上させる取  
り組みについて 申原寛治
- 水道引き込み工事の費用について 熊谷政孝
- 第5次下條村総合計画に基づい  
た人口動向と今後について 塩沢道雄
- (二) 一般質問の様子は、議会当日  
ケーブルテレビで中継放送し、  
後日録画放送もしました。下條  
村のホームページの中でもご覧  
になれます)
- 下條村行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番  
号の利用に関する条例の制定に  
ついて
- ・平成二十八年一月より施行され  
るマイナンバー法に基づく個人  
番号の利用に関し、趣旨・定義・  
村の責務・利用範囲を定めるた  
めの条例を制定するもので可決  
されました。
- 下條村個人情報保護条例の一部  
改正について

マイナンバー法の施行に伴い特  
定個人情報取扱に関する

定個人情報取扱に関する  
収集等の制限、利用の制限、提  
供の制限、利用停止などについ  
て追記及び変更をする個人情報保  
護条例の一部改正案が可決され  
ました。  
○下條村介護保険条例の一部改正  
について  
マイナンバー法施行により、  
介護保険条例の中で規定してい  
る第一号被保険者の介護保険料  
の減免及び徴収猶予に関する申  
請書へマイナンバーの項目を追  
加する必要があります。国からの通  
知に基づく一部改正案が可決さ  
れました。  
○下條村税条例等の一部を改正す  
る条例の一部改正について  
マイナンバー法施行にともな  
い、法人番号を納付書及び納入  
通知書に記載する運用に変更す  
ること、及び地方税法施行規則  
の一部改正によって用語を変更  
する内容の改正案が可決されま  
した。  
○下條村国民健康保険条例の一  
部改正について  
マイナンバー法施行に伴い、  
国民健康保険条例の一部を改  
正するもので、国保税の減免申  
請申請書の記載事項に個人番号  
を追加すること及び用語の改正  
が主となる改正案が可決されま  
した。

補正予算

○一般会計(第三号)  
・二千七百万円増額

い合わせ下さい。  
※ただし、所得税の確定申告が必  
要な場合であっても、住民税の  
申告が必要な場合があります。  
なお、この場合であっても、所  
得税の還付を受ける場合や農業所  
得等ある場合には申告は必要で  
すので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。  
確定申告にお越しいただく際に、  
必要書類をお忘れになる方がいらっ  
しやいます。  
源泉徴収票や各種証明書など申  
告に必要な書類を今一度ご確認い  
ただき、確定申告にお越し下さい。  
又、税務署から送られた申告書も  
持参して下さい。

◇収支の計算をしてください。  
青色申告者と白色申告者の皆様  
へは事前に収支の計算書等をお送  
りしています。収支の計算がされ  
ていませんとご本人の申告に時間  
がかかるだけでなく、確定申告で  
お待ちの方々にも大変迷惑を  
掛けることとなりますので、必ず  
計算を済ませてお越し下さい。

下條村での申告日程等は二月一  
日の全戸配布文書でお知らせいた  
します。ご確認してください。  
確定申告についてのお問い合わせは  
飯田税務署  
(電話)〇二六五―二二―一六五  
○役場税務係  
(電話)二七―三二―二一  
までお願いします。

総額では四億一千九百六十万円  
となりました。

- 村営水道特別会計(第二号)  
・二百五十万円増額
- ・歳出の主なものには新水道料金シ  
ステムへの移行による帳票印刷  
費、検針用ハンディターミナル  
の購入費用の増、仕切弁更新工  
事と消火栓設置工事と浄水場の  
薬注タンクの更新工事が増となっ  
ています。
- ・歳入は一般会計からの繰入金で  
歳出の増に伴い調整を図ったも  
ので総額一億二千九百五十万円  
となりました。
- 陳情  
年金積立金の専ら被保険者の利  
益のための安全かつ確実な運用  
に関する意見書の採択を求める  
陳情書について(継続審査) 採 択
- 介護労働者の処遇改善及び人員  
配置の改善を求める陳情書につ  
いて 採 択
- TPP交渉に関する陳情について 採 択
- 意見書  
三件の意見書が提出され、可  
決し、関係機関へ送付しました。  
●年金積立金の専ら被保険者の利  
益のための安全かつ確実な運用  
に関する意見書  
●介護労働者の処遇改善及び人員  
配置の改善を求める意見書  
●TPP交渉に関する意見書